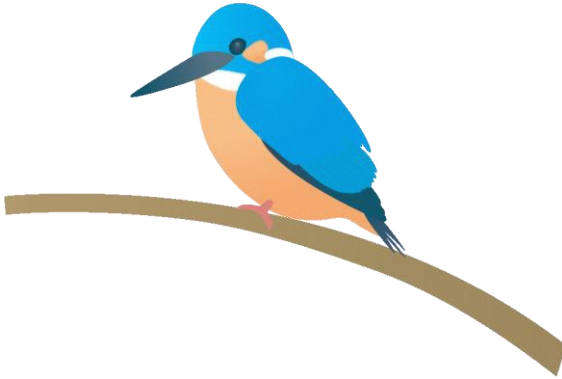


特定不妊治療費用補助金交付事業 利用の手引き（申請案内）



この「手引き」を
よく読んでから
申請してください

不妊・不育にまつわる電話相談

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」「子どものいない生活や家族とのあつれきなど相談したい」など…

あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員（助産師・産婦人科医師）が相談をお受けしています。また、男性からの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

【専用ダイヤル】06-6910-8655

（ナンバーディスプレイは使用していません）

毎週水曜日 10:00～16:00

（第5水曜・祝日・年末年始は除く）

第4土曜日 13:00～16:00（4・8・12月は除く）

相談事業に関するお問い合わせは

ドーンセンター（府立男女共同参画・青少年センター）

06-6910-8588

休館：月曜・祝日・振替休日・年末年始

□ 特定不妊治療費用補助金交付事業とは？

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されており、夫婦合算の所得が730万円未満である法律上の夫婦に対して、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用の一部を補助する制度です。

□ 特定不妊治療とは？

生殖補助医療による不妊治療のうち「体外受精及び顕微授精」の方法をいいます。

また、特定不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合（治療ステージCを除く）は、補助金に加算があります。

《お問い合わせ》

申請・相談内容	担当課	住所	電話番号・Fax
申請書類に関すること	枚方市保健所 保健予防課	大垣内町2-2-2	072-845-3151（代表） 072-807-7625（直通） 072-845-0685（Fax）
補助金振込に関すること	枚方市医療助成課	大垣内町2-1-20	072-841-1359（直通）

★申請書等のダウンロードは枚方市ホームページ（<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>）から。

1 補助対象者 ～次の要件のすべてを満たす方に補助金を交付します～

- (1) 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
- (2) 体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- (3) 市長が指定する医療機関において特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。
- (4) 次にあげる治療法でないこと。
 - ①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為。
 - ②夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。
- (5) 治療期間の初日から申請日まで法律上の夫婦であり、申請日に枚方市内に住所を有すること。
- (6) 夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は、前々年分）の所得が730万円未満であること。（所得の計算は、児童手当法施行令第3条を準用）
- (7) 規定回数以上、他の都道府県、政令指定都市、中核市において特定不妊治療費用補助金事業等の補助（助成）を受けていないこと。→ 2（2）を参照。

2 補助内容

(1) 補助金の交付額

補助金交付の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した保険適用外の費用とします。

補助金は1回15万円、初回申請に限り30万円（ただし、治療ステージC及びFの治療の場合は7万5千円）を限度とします。

「男性不妊治療」（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を合わせて行った場合、更に15万円を限度とする加算があります。

(2) 補助回数

補助回数は初回として申請した治療の開始日時点の妻の年齢により下記①②のとおりです。

	初回治療開始日（初回申請）の年齢（※1）	補助回数（※2）（※3）
①	40歳未満	通算6回（年間制限なし）
②	40歳以上	通算3回（年間制限なし）

（※1）治療開始日：採卵準備のための投薬開始日若しくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。なお、自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日が治療開始日となります。

（※2）平成27年度までに枚方市で補助を受けた回数、他の都道府県、政令指定都市、中核市において補助を受けた回数、男性不妊治療に対して補助を受けた回数も含みます。

（※3）男性不妊治療については、特定不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき男性不妊治療を行った場合（指定医療機関以外の一般泌尿器科で行った治療も含む）を対象とします。

3 指定医療機関

・枚方市内に住所を有する指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	体外受精	顕微授精
関西医科大学附属病院	新町2丁目3-1	804-0101	○	○
医療法人成育会ひらかたARTクリニック	大垣内町2-17-13	804-4124	○	○

・枚方市外に住所を有する医療機関については、他の都道府県、政令指定都市、中核市が指定していれば、枚方市特定不妊治療費用補助金交付事業実施指定医療機関とみなします。
指定医療機関かどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

4 補助金の申請方法

(1) 申請窓口：枚方市保健所

郵送で申請される場合は、必要書類をすべて同封のうえ、昼間連絡のつく電話番号（携帯電話番号等）を必ず申請書に記載し、枚方市保健所あてにお送りください。

※領収書（原本）の返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(2) 必要書類

①	枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書 ＊裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み、記入・押印してください。
②	枚方市特定不妊治療費用補助金交付事業受診等証明書 ＊治療が終了してから受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。 ＊受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	治療期間の初日から申請日までの間婚姻していることを証明する書類 ＊婚姻日が記載された“ 戸籍謄本もしくは戸籍抄本 ”が必要です。ただし、過去に助成を受けたことがある夫婦の戸籍証明は、省略できます。 ＊ <u>戸籍謄本・抄本等は、発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。</u>
④	夫婦の所得証明書類 ＊枚方市で課税されている方は不要です。（申請者の同意に基づき担当者が確認します。） ＊今年1月1日（1月～5月の申請は前年の1月1日）以降に転入された方は、前住所地の課税証明書等[注]の書類が必要です。 [注]住民税課税証明書または住民税決定通知書（所得額および所得控除額が記載されたもの） ＊ <u>源泉徴収票及び所得税確定申告書は使用できません。</u> ＊婚姻等により申請書と姓が異なる場合は、氏名の変更が確認できる公的文書をあわせて提出してください。（戸籍抄本等もしくは運転免許証、健康保険証等で氏名の変更が確認できるもの）
⑤	特定不妊治療に要した費用の領収書 ＊申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本） ＊医療費控除の関係で原本が必要な方は、お申出下されば、原本照合の上、返却します。 ＊郵送で申請される場合は、領収書の原本を同封してください。領収書返送を希望される方は、返信用封筒に必要な金額の切手を貼り、同封してください。
⑥	認印（郵送申請の場合は申請書に押印してください）
⑦	振込口座を確認できるもの 通帳またはキャッシュカードのコピーで、口座名義人と口座番号が確認できるもの。

(3) 補助金の支給等

- ・支給決定通知書は医療助成課から送付します（申請日から概ね3ヶ月後）。
- ・申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知書を送付し、申請書記載の口座に振込みます。また、要件に該当しないなど補助金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知書を送付します。

(4) 申請期限

- ・「治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）」。

ただし、「治療終了日が3月中」の場合は、「翌月4月14日」まで申請できます。

※治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日、治療終了日が3月中の場合は4月14日）が保健所閉庁日のときは、閉庁日翌日の保健所開庁日が申請期限となります。

《補助金交付申請の Q&A》

Q1 途中で治療を中断した場合も補助が受けられますか？

A1 特定不妊治療の過程で、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかった時、胚分割がとまった時、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった時、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、補助金交付の対象となりますが、採卵を行う前に中止となった場合は、対象外となります。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、補助が受けられますか？

A2 ご夫婦が枚方市内において別々に住所を有している場合や、ご夫婦のどちらかが枚方市で配偶者が大阪府内の他市に住所を有している場合は補助の対象になります。前年の所得が高い方がお住まいの自治体でその方を申請者として申請してください。ただし、どちらかが他都道府県にお住いの場合は、対象となりません。

Q3 補助金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

A3 申請書記載内容、受診等証明書等申請書類に問題がなければ、3ヶ月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。

Q4 男性不妊治療のみの申請は、認められますか？

A4 原則として男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、特定不妊治療を行う過程で、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。なおこの場合の助成は、通算助成回数の6回もしくは3回中の1回の治療としてカウントしますが、初回助成の対象にはなりませんので、ご注意ください。

Q5 枚方市に転入する前に住んでいた他県で助成を受けたことがある場合、通算助成回数に含まれますか？

A5 枚方市以外の、都道府県、政令指定都市及び中核市で助成を受けた回数も通算助成回数の6回もしくは3回に含みます。枚方市以外での助成の有無について、申請書の「他の自治体での本補助事業の受給状況」欄にご記入ください。

Q6 枚方市の指定医療機関以外の医療機関で治療を予定しています。補助が受けられますか？

A6 他の都道府県、政令指定都市及び中核市が指定する医療機関であれば、枚方市特定不妊治療費用補助金交付事業実施指定医療機関とみなしますので補助の対象となります。治療を受ける医療機関が指定医療機関かどうか不明なときは事前にお問い合わせください。

Q7 同じ年度内に複数回治療を受けています。補助金が最も高くなるものを初回として申請したいのですが、2回目以降の申請で初回として申請した治療より以前に受けた治療の申請はできますか？

A7 初回治療の申請をし補助金の初回増額の適用を受けた方は、それ以降、初回治療として申請した治療より以前に行った治療の申請はできません。初回申請の方で、同一年度内に複数回申請をされる場合はご注意ください。

Q8 申請にあたり、夫婦合算した前年の所得が730万円未満であるかどうか確認したいのですが。

A8 夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は、前々年分）の所得が730万円未満かどうかについては、別紙「所得の試算表」をご利用いただき、ご確認ください。

